

## 第59回目黒区体育祭

### 春季サッカー大会競技要項

#### 【一般・壮年の部】

- 1 主 催 目黒区・NPO法人目黒体育協会
- 2 後 援 目黒区教育委員会
- 3 主 管 目黒区サッカー協会
- 4 日 時 令和3年4月4日（日）から7月19日（祝・月）まで  
 (雨天順延含む)  
 開場時間・・・午前7時30分  
 開始時間・・・午前8時50分
- 5 会 場 目黒区立砦球技場 サッカー場
- 6 種 別 (1) 男子  
 (競技種目) ア、一般の部  
 イ、壮年の部  
 (2) 種別の説明  
 ア、一般の部は、令和3年4月1日現在15歳以上の男子で組織されたチーム  
 が出場できる。  
 イ、壮年の部は、令和4年3月31日現在40歳以上の男子（一般の部と壮年  
 の部に同一団体から出場するチームの場合は壮年の部に出場する選手は、  
 一般の部にも重複して出場できる）で組織されたチームが  
 出場できる。  
 ウ、壮年の部の参加申し込みが極少数チームの場合は一般の部に  
 組入れる。
- 7 参加資格 (1) 目黒区に在住・在勤・在学している者  
 (2) 目黒区サッカー協会の登録チームに所属している者  
 (3) 傷害保険に加入していない者は参加できない。
- 8 競技場の規定及び方法  
 (1) この要項に定めるもの以外については、(財)日本サッカー協会の競技  
 規則による。  
 (2) 試合はリーグ方式にて上位チームを決め、上位チームによるトーナメント  
 方式により、1位・2位・3位（2チーム）を決定する。  
 (3) 試合時間は一般の部60分、壮年の部50分（ハーフタイムのインターバ  
 ル5分）とする。  
 (4) 同点の時はPK方式により勝ちチームを決める。（予選リーグの場合は引  
 き分けとする）ただし、決勝戦のみは10分の延長を行い、なお同点の時  
 はPK方式により優勝チームを決める。  
 (5) **一般の部**：交代人数の制限はないが、交代で退いた選手は再度出場するこ  
 とはできない。  
**壮年の部**：交代で退いた選手でも何度でも交代して出場できる。  
 (6) 違反または不正行為があった場合は没収試合とし、相手チームの勝ちと  
 する。  
 (7) 組み合わせ抽選は代表会議にて行う。

(8) 代表者会議以降の追加登録については、月 2 回の申請とし以下とする。

① 第二日曜日までに申請：第三週目以降に出場可能

② 最終日曜日までに申請：翌月第一週目以降に出場可能

代表者が上記締切りまでに下記必要事項をサッカー協会にメール（下記 16 (1) 参照）にて申請し、当該試合当日グラウンドに、必要事項を記載したものと、本人証明できるもの（学生証・社員証等）を持参し、協会役員に提示すること。

**<必要事項>**

① 氏名

② 年齢

③ 住所

④ 電話番号

⑤ 学校名・勤務先

9 表彰 一般の部：入賞は 3 位までとし、1 位には賞状・トロフィー・賞品、2 位・3 位には賞状・賞品を授与する。

壮年の部：入賞は 2 位までとし、1 位には賞状・トロフィー・賞品、2 位には賞状・賞品を授与する。

10 参加費 1 チーム 5,000 円

大会参加費は代表者会議当日（組み合わせ会）サッカー協会に支払う。

11 申込期間及び方法

(1) 申込期間

令和 3 年 1 月 15 日（金）から 2 月 10 日（水）まで

(2) 受付時間

目黒区立体育館 午前 9 時から午後 9 時まで（申込締切日は午後 5 時まで）

NPO 法人目黒体育協会 午前 9 時から午後 4 時 45 分まで（土・日・祝は除く）

(3) 申込先：所定の用紙に必要事項を記入して、下記へ申し込む。

中央体育館 目黒本町 5-22-8 電話 03-3714-9591

駒場体育館 駒場 2-19-39 電話 03-3485-7761

区民センター体育館 目黒 2-4-36 電話 03-3711-1139

碑文谷体育館 碑文谷 6-12-43 電話 03-3760-1941

八雲体育館 八雲 1-1-1 電話 03-5701-2984

NPO 法人目黒体育協会 目黒本町 5-22-8 中央体育館内

FAX：03-5734-1032

目黒区サッカー協会の登録チームに所属している者及び証明者が証明済の場合、のみ NPO 法人目黒体育協会でも受け付ける。

FAX 送信後は必ず着信を電話で確認すること。

ア、申込書・・・様式 1

イ、申込書を提出するときは、登録選手全員の参加資格を証明する物を提示する。また、学校及び職場の資格で参加する者は、学校及び職場の責任者の証明により参加資格を証明する。なお、目黒区サッカー協会の登録者は証明する物の提示は必要としない。

ウ、各チームで申込書の写しを保管しておくこと。

- 1 2 代表者会議 (1) 日時・・・令和3年2月19日(金)午後7時30分(時間厳守)  
(2) 会場・・・目黒区碑文谷体育館・3階会議室  
(3) 内容・・・組み合わせ抽選会・質疑応答・その他注意事項

(注) 代表者会議(組み合わせ抽選会)に欠席した場合はこの大会に参加できない

1 3 問い合わせ先

NPO 法人目黒体育協会事務局 電話03-5722-8088

受付時間 午前9時から午後4時45分まで(土・日・祝は除く)

- 1 4 審 判 (1) 審判員を3人登録すること。実際に審判の出来る者(原則として4級以上の資格を有する者)を登録すること。審判は、指定されたチームが責任を持って行うこと。  
(2) 審判は、審判服を着用(上着のみで可)すること。  
着用する審判服は、原則「黒」とすること。  
(3) 割り当てられた審判は、担当する試合のキックオフ時刻の20分前に審判服に着替え、主審、副審2名、協会役員を含め、審判ミーティングを実施すること。

これに遅れた場合、割り当て審判が所属するチームの試合は失格とする。

- 1 5 そ の 他 (1) 競技中の事故については、各チームで応急処置を行い、それ以後の処置については各自傷害保険で対処すること。  
(2) 盗難等については主催者及び管理者は責任を負わないで、各自管理すること。  
(3) 試合球(JFA検定球もしくはFIFA公認球)は、各チームが持ち寄り1個はスペアボールとする。  
(4) 第1試合の両チームは、グラウンド設営(ライン引き、フラッグ設置等)を行うこと。  
各チームは、キックオフ時刻の40分前までにメンバー表を提出し、15分前に試合に出場する格好で点検を受けること。  
これに遅れた場合、または点検時に試合成立人数(試合に出場できる)に満たない場合は、失格とする。  
(5) 参加選手は、本人であることを証明する物を携帯し、管理者から求められたときは速やかに提示すること。  
(6) ユニフォームは、色違い(同系色は不可)のものを2着登録し、常に2着持参すること。

また、選手全員が、同色のシャツ・パンツ・ストッキングを着用し、アンダーパンツはパンツの主たる色と同色のものを着用する。半袖のユニフォームの下に防寒等のため長袖を着用する場合は、ユニフォームの主たる色と同色のものとし、ユニフォームの下に長袖を着用する選手全員が同じ色のものを着用しなければならない。また同様に防寒のためタイツを着用する場合は、パンツの主たる色と同色もしくは、白か黒に限る。

- (7) ユニフォームの色が黒に近い色(濃紺など)の場合、当該試合の審判用に「黒」以外の審判服を3着用意すること。  
(8) 無断で試合を棄権しないこと。なお、棄権する場合の連絡方法については代表者会議で説明する。また、棄権したチームは、指定された試合の

審判に相手チーム分を含め審判2人を派遣するものとする。

但し、第一試合を棄権した場合は、審判派遣はないが、グラウンド設営を行うために2人以上を派遣するものとする。

(9) この要項に定められた事項及びその他の注意事項を厳守すること。

違反または不正行為があったチームは、1年間出場停止とする。

(10) 砵競技場サッカー場において、早朝の一般貸し出しでグラウンドを使用している場合、迷惑となる行為はしてはならない。

グラウンド設営に関しては、本部役員の指示に従う。

1.6 注意事項 (1) 試合の日程(雨天順延など)の問い合わせについてはサッカー協会にメール(両方指定)にてチーム名を記入の上、問い合わせること。

Mail : meguro\_fa@sun.cims.jp

また上記アドレスと meguro.fa@gmail.com を受信可能とすること。

(2) 雨天開催の有無については砵球技場に開催当日に問い合わせる。

電話 03-3415-7081

1.7 個人情報の取扱いについて

(1) 主催者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守し、主催者の個人情報保護方針に基づき個人情報を取り扱う。

体育祭参加者のサービスを目的として、対戦表作成、関連情報の通知、記録発表等に利用する。また、主催者もしくは主管団体から申し込みに関する確認連絡をすることがある。

(2) 主催者である目黒区とNPO法人目黒体育協会は、体育祭を開催するために各々が取得し保有した個人情報(所属団体名、学校名、学年、氏名、住所、年齢、性別、記録、電話番号、肖像権等)を、相互に共同して利用する。

(3) 体育祭の映像、写真、記事、個人情報(氏名・年齢・性別)を含む記録等において新聞、テレビ、雑誌、インターネット、パンフレット等への掲載権、使用権は主催者に属する。

以 上